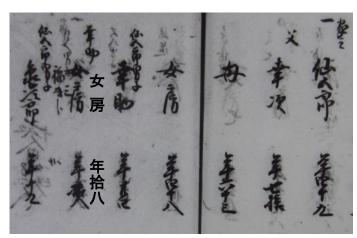
引取一札之事を読む 解説

結婚・離縁について

(1) 結婚

- ・この時代の結婚は、結婚が単に1人の男と1人の女の結びつきという意味をはるかにこえて、それぞれの男女の所属する「家と家との結婚」として位置づけられていた。中世から在地領主層を中心に「家と家との結婚」はみられるが、江戸時代にはそれが庶民層にまで広く浸透していた点に特色がある。この時代には、家というものは子々孫々にいたるまで受け継がれていくべきものという意識が形成されていたからにほかならいからである。史料39では、「仙太郎殿嫁二差遣」とあり、史料40では「仙五郎殿倅幸助殿女房二差遣」と記載されていることから、家主である仙五郎の家に嫁ぎ、仙五郎の倅幸助の女房であったことがうかがえる。史料39のみでは、もんは「仙五郎の嫁」が、史料40もあわせることで、もんは「仙五郎家」に嫁いだことが理解できる。なお、史料39では「仙太郎」と記載されているが、これは「仙五郎」の書き間違いと思われる。
- ・「家と家との結婚」という性格の強かった江戸時代の結婚は、同時に結婚は地域社会において認められることも必要不可欠であった。村内の人々を大勢呼んで披露するなど、地域社会の果す役割は現在とは比較にならないほど大きなものであった。さらに、結婚は人の移動をともなうものであったから、領主にとってもその支配の都合上実態を正確に把握しておく必要があった。そのために作られたのが、「人別改帳」である。





人別御改帳 林家 No620

(2)離婚

- ・江戸時代には、離縁の権は夫に属していたため、妻から離縁状を出すということは許されていなかった。その上、どのような理由があっても、離縁状なくしては、再婚ができないばかりか処罰もされる世の中であった。一般に、三くだり半といわれる離縁状は、場所によって「離縁状・去状・暇状」などと呼ばれ、いずれも三行半で書かれるのが通常であった。ここに書かれる文言については、一般農民誰でも書けるように雛形があったと考えられている。
- ・妻がどうしても離縁したい場合、男尊女卑といわれる江戸時代でも、やはり例外はあった。妻側より離婚を請求できる例として、①夫が妻に無断で、妻の身のまわりの品である衣類や嫁入り道具を質入れしたとき、②巷でいう駈込み離縁したとき、があった。この駈込みができる寺を縁切寺といって、関東では相州の鎌倉東慶寺と上州の世良田満徳寺が公認されていた。